

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○電気事業法施行令(昭和四十年政令第二百六号)(第一条関係)	1
○電気工事士法施行令(昭和三十五年政令第二百六十号)(第二条関係)	3
○石油コンビナート等災害防止法施行令(昭和五十一年政令第二百二十九号)(第三条関係)	5
○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成十六年政令第二百七十五号)(第四条関係)	7

改正案		現行	
<p>（登録適合性確認機関の登録等の有効期間）</p> <p>第四十一条 法第七十条第一項（法第八十条の六及び第九十六条において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、三年とする。</p>		<p>（登録安全管理審査機関の登録等の有効期間）</p> <p>第四十一条 法第七十条第一項（法第九十六条において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、三年とする。</p>	
<p>（権限の委任）</p> <p>第四十六条（略）</p>		<p>（権限の委任）</p> <p>第四十六条（略）</p>	
<p>2（略）</p> <p>3 次の表の上欄に掲げる経済産業大臣の権限は、それぞれ同表の下欄に定める経済産業局長又は産業保安監督部長が行うものとする。ただし、同表第一号、第四号から第六号まで、第八号、第九号及び第二十八号から第四十号までに掲げる権限については、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。</p>		<p>2（略）</p> <p>3 次の表の上欄に掲げる経済産業大臣の権限は、それぞれ同表の下欄に定める経済産業局長又は産業保安監督部長が行うものとする。ただし、同表第一号、第四号から第六号まで、第八号、第九号及び第二十七号から第三十九号までに掲げる権限については、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。</p>	
<p>一〇十二（略）</p> <p>十三 法第四十条の規定に基づく権限であつて、次に掲げるもの（一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある電気工作物に関するものに限る。）</p> <p>（一）（五）（略）</p> <p>（六） 蓄電用の電気工作物（専</p>	<p>（略）</p> <p>電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長</p>	<p>一〇十二（略）</p> <p>十三 法第四十条の規定に基づく権限であつて、次に掲げるもの（一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある電気工作物に関するものに限る。）</p> <p>（一）（五）（略）</p> <p>（六） 蓄電用の電気工作物（専</p>	<p>（略）</p> <p>電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長</p>

<p>4 (略)</p>	<p>三十四～四十 (略)</p> <p>から電力の貯蔵を目的とするものとして経済産業省令で定めるものに限る。第十七号(六)において同じ。)に関するもの(七)～(十一) (略)</p> <p>十四・十五 (略)</p> <p>十六 法第四十六条の規定に基づく 権限</p> <p>十七～三十二 (略)</p> <p>三十三 法第六十六条第十三項及び第一百七十条第十項の規定に基づく権限(法第百十四条第一項の規定により委員会に委任されたものを除く。)</p>	<p>(略)</p> <p>電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長</p> <p>(略)</p> <p>特定計量(法第百三条の二第一項に規定する特定計量をいう。第三十九号において同じ。)</p> <p>(略)</p> <p>を する者の事業所を管轄する経済産業局長</p>
------------------	--	---

<p>4 (略)</p>	<p>三十三～三十九 (略)</p> <p>から電力の貯蔵を目的とするものとして経済産業省令で定めるものに限る。第十六号(六)において同じ。)に関するもの(七)～(十一) (略)</p> <p>十四・十五 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>十六～三十一 (略)</p> <p>三十二 法第六十六条第十三項及び第一百七十条第十項の規定に基づく権限(法第百十四条第一項の規定により委員会に委任されたものを除く。)</p>	<p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>特定計量(法第百三条の二第一項に規定する特定計量をいう。第三十八号において同じ。)</p> <p>(略)</p> <p>を する者の事業所を管轄する経済産業局長</p>
------------------	--	---

改正案

現行

（筆記試験）
 第八条 筆記試験は、次の表の上欄に掲げる試験の種類に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる科目について行う。

（筆記試験）
 第八条 筆記試験は、次の表の上欄に掲げる試験の種類に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる科目について行う。

試験の種類	科目
第一種電気工事士試験	一～八（略） 九 一般用電気工作物等及び自家用電気工作物の保安に関する法令
第二種電気工事士試験	一～四（略） 五 一般用電気工作物の検査方法 六（略） 七 一般用電気工作物の保安に関する法令

試験の種類	科目
第一種電気工事士試験	一～八（略） 九 一般用電気工作物及び自家用電気工作物の保安に関する法令
第二種電気工事士試験	一～四（略） 五 一般用電気工作物の検査方法 六（略） 七 一般用電気工作物の保安に関する法令

2
（略）

2
（略）

（報告の徴収）
 第十二条 法第九条第一項の規定により都道府県知事が報告をさせることができる事項は、次のとおりとする。
 一～三（略）
 四 電気工事により設置し、又は変更した一般用電気工作物等又は自家用電気工作物について実施した検査の方法及び

（報告の徴収）
 第十二条 法第九条第一項の規定により都道府県知事が報告をさせることができる事項は、次のとおりとする。
 一～三（略）
 四 電気工事により設置し、又は変更した一般用電気工作物等又は自家用電気工作物について実施した検査の方法及びそ

その結果

の結果

改正案	現行
<p>（第二種事業所の指定の基準） 第三条（略）</p> <p>2 前項前段の場合において、当該事業所において貯蔵し、取り扱い、又は処理する同項各号に掲げる物質の数量は、次の各号に掲げる物質の種類に応じ当該事業所に係る当該各号に定める数量とするものとし、第四号から第六号までに掲げる物質にあつては、船舶又は車両により貯蔵し、取り扱い、又は処理する数量を除くものとする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 高圧ガス以外の可燃性ガス ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十三項に規定するガス工作物又は電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十七号に規定する電気事業者に係る同項第十八号に規定する電気工作物（高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）第二条第二項に規定する電気工作物に限る。）</p> <p>若しくは同法第四十七条第一項の認可に係る同法第三十八条第四項に規定する自家用電気工作物（同令第二条第二項に規定する電気工作物に限り、同法第三十八条第三項に規定する小規模事業用電気工作物を除く。）において通常貯蔵し、又は一日に通常取り扱い、若しくは処理する高圧ガス以外の可燃性ガスの温度零度、圧力零パスカルの状態における容積の合計</p>	<p>（第二種事業所の指定の基準） 第三条（略）</p> <p>2 前項前段の場合において、当該事業所において貯蔵し、取り扱い、又は処理する同項各号に掲げる物質の数量は、次の各号に掲げる物質の種類に応じ当該事業所に係る当該各号に定める数量とするものとし、第四号から第六号までに掲げる物質にあつては、船舶又は車両により貯蔵し、取り扱い、又は処理する数量を除くものとする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 高圧ガス以外の可燃性ガス ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十三項に規定するガス工作物又は電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十七号に規定する電気事業者に係る同項第十八号に規定する電気工作物（高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）第二条第二項に規定する電気工作物に限る。）</p> <p>若しくは同法第四十七条第一項の認可に係る同法第三十八条第三項に規定する自家用電気工作物（同令第二条第二項に規定する電気工作物に限る。）において通常貯蔵し、又は一日に通常取り扱い、若しくは処理する高圧ガス以外の可燃性ガスの温度零度、圧力零パスカルの状態における容積の合計</p>

六
(略)

六
(略)

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（危険物質等）</p> <p>第二十八条 法第百三条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の政令で定める物質は、次のとおりとする。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 電気事業法第三十八条第二項の事業用電気工作物（発電用のものに限り、同条第三項に規定する小規模事業用電気工作物を除く。）内における高圧ガス保安法第二条の高圧ガス（当該事業用電気工作物の外にあるとしたならば同法の適用を受けることとなるものに限る。）</p> <p>十・十一 （略）</p>	<p>（危険物質等）</p> <p>第二十八条 法第百三条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の政令で定める物質は、次のとおりとする。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 電気事業法第三十八条第二項の事業用電気工作物（発電用のものに限り、内における高圧ガス保安法第二条の高圧ガス（当該事業用電気工作物の外にあるとしたならば同法の適用を受けることとなるものに限る。）</p> <p>十・十一 （略）</p>